

山口県報

平成25年
4月19日
(金曜日)

(号外-28)

目次

細川公衆
細川公衆



監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、次のとおり田中豊文の請求に係る監査を執行したので、同項の規定により、その結果を公表します。

平成25年4月19日

山口県監査委員	塩 満 久 雄
同	岡 村 精 二
同	神 田 忠 二 郎
同	河 島 繁 太

第1 監査の請求
大島郡周防大島町大字東安下庄139番地3 田中豊文から次のとおり監査の請求があった。

山口県知事に関する措置請求の要旨

山口県知事が周防大島町に対して平成21年度から平成23年度までの間に交付した山口県ふるさと雇用再生特別基金補助金27,690,000円のうち、周防大島町文化遺産資料整理事業（以下「本件委託事業」という。）実施分18,762,000円については、その執行に当たり次のとおり違法な契約や杜撰な事務処理が確認された。

周防大島町は、本件委託事業の実施に当たり、単に業務に精通しているという理由により宮本常一資料保存研究協議会を相手方として随意契約により業務委託契約を締結しているが、契約時期、本体契約がある場合の附帯契約及び業者継続性などの理由が客観的かつ具体的に説明されていないことから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項の規定は適用できず、不適切な理由を根拠に随意契約により契約を締結している。また、このことは山口県ふるさと雇用再生特別基金補助事業実施要領（平成21年4月1日施行。以下「補助事業実施要領」という。）5の規定にも違反している。

宮本常一資料保存研究協議会は契約締結直前に設立された人格なき社団であり、活動実績がないことから契約を適確に遂行する能力の有無が判断できず、また構成員に周防大島町の職員が2名含まれていることから、契約の相手方として排除されるべき団体であり、当該団体と契約を締結することは補助事業実施要領4の規定に違反している。

次に、周防大島町が締結した委託契約の手続には業務委託設計書及び予定価格調書を作成していないこと、相手方から業務委託料の見積書を提出させていないこと並びに業務成果品についての検査及び引き渡し手続を行っていないことなど、周防大島町財務規則（平成16年周防大島町規則第47号）の規定に違反した数々の不備がある。

また、補助事業実施要領3の(2)のAでは労働者の募集に当たり公開を図るよう規定されているが、宮本常一資料保存協議会は一般公募による手続を意図的に行っており同規定に違反している。

さらに、本件委託事業とほぼ同時期である平成20年度から平成23年度にかけて、広島大学が同種の研究事業（研究費5,945,000円）を実施しており、同大学の担当教授は「本件委託事業のおよそ30%を大学が実施した」と証言しているため、同大学実施の研究事業分は補助対象外経費として実績報告書に記載し補助金を精算すべきところ、周防大島町は当初交付決定どおりの額で補助金を受領しており、これは補助金の不正受給である。

以上の理由により県の損害額は、違法な随意契約により20%程度高額な契約が締結されたことによる3,752,400円及び広島大学の研究事業との重複に係る不正受給分として5,945,000円となるが、このような数々の不適切な手続で実施された本件委託事業は、補助対象事業に該当しないため、本件委託事業に対して交付された補助金の全額である18,762,000円が県の損害額である。

この県が周防大島町に支出した補助金は不当な支出であるため、山口県知事が周防大島町に対し補助金を返還させることを求め監査を請求する。

第2 監査の結果

上記の監査請求について監査した結果を次のとおり請求人宛て通知した。

平 25 山 監 査 第 12 号
平成25年(2013年)4月19日

田 中 豊 文 様

山口県監査委員

山口県職員措置請求について(通知)

平成25年2月20日に請求のありましたこのことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項の規定に基づき、監査を執行しましたので、同項の規定により、その結果を下記のとおり通知します。

記

1 請求の受理

この請求については、所定の形式的要件を具備していると認め、平成25年2月20日に請求を受理した。

2 要件審査

法第242条第2項の規定によると、住民監査請求は「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし正当な理由があるときは、この限りでない。」とされていることから、請求対象期間について以下のとおり検討した。

請求人は陳述において「本件請求において、当該事業は平成21年10月1日から平成24年3月31日までの3箇年事業であると考えているので、それを一つの事業と捉え、監査請求の対象とすべきである。」と主張している。

本件の請求対象となっている周防大島町文化遺産資料整理事業(以下「本件委託事業」という。)に対する補助金は、平成21年度から平成23年度まで各年度毎に交付されており、平成21年度分は平成21年7月30日に交付申請がなされ、同日に交付決定され、平成22年3月31日に額が確定され、同年5月19日に支出されている。

平成22年度分は、平成22年4月1日に交付申請がなされ、同日に交付決定され、平成23年4月15日に額が確定され、同年5月19日に支出されている。

平成23年度分は、平成23年4月1日に交付申請がなされ、同日に交付決定され(平成24年2月29日に変更交付申請、同年3月14日に変更交付決定)、平成24年4月16日に額が確定され、同年5月21日に支出されている。

このように、当該事業は請求人が主張する3箇年の継続事業ではなく、単年度事業であることは明らかであり、本請求のうち請求日である平成25年2月20日が補助金支出日から1年を経過している平成21年度分及び平成22年度分については、法第242条第2項に定める期間を経過していることから監査対象とすることができない。

次に、本請求では主張されていないが、法第242条第2項ただし書に定める「正当

な理由」の有無について判断する。

ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領(平成21年11月30日付職発第1130第9号、厚生労働省職業安定局長通知)第4の6の規定により、都道府県は事業計画を公表しなければならないとされており、県は平成23年5月27日以降、ホームページに事業計画を掲載し、本件委託事業についても掲載されている。

また、本件委託事業の実施に当たり、雇用者の募集手続において、平成21年9月14日から同月24日までの間、周防大島町内の公共施設(東和総合センター(ほか5施設))に募集要項が掲示されたことを確認した。

最高裁判例によると「普通地方公共団体の執行機関・職員の財務会計上の行為が秘密裡にされた場合については、正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができた時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである。」(最高裁判昭和63年4月22日判決)及び「当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にも(最高裁判昭和63年4月22日判決)と同様である。」(最高裁判平成14年9月12日判決)とされている。

以上のことから、平成21年9月頃、遅くとも平成23年5月頃には「住民において、相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求するに足りる程度に本件財務会計行為の存在及び内容を知ることができた」と解すべきであり、法第242条第2項ただし書に定める「正当な理由」があるとは認められない。

3 監査の実施

(1) 請求人の陳述

ア 陳述の要旨

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、平成25年3月8日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人が陳述を行った。

併せて、新たな事実を証する書面の提出があった。

陳述の要旨は次のとおりである。

(ア) 周防大島町が締結した業務委託契約の方法及び手続について

2 契約締結の方法について

本件委託事業に係る随意契約の適用条項は具体的に明示されていないが、推察するに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。)第167条の2第1項第2号又は第6号であると考えられるところ、第6号については、価格優位性を証明するための見積書の提出を受託者に求め

ていないことから、適用ができないものと考えられる。

よって第 2 号を適用したものと考えられるが、単に業務に精通しているとの理由で契約締結することが不適切であることは財務大臣通達（「公共調達の適正化について」平成18年 8 月25日財計第2017号）によっても明白であるので、当該契約には違法性がある。

また、本件委託事業の内容は写真をスキャナーで読み込む作業を中心とした書類の分類や移転作業等の単純作業であり、競争性を有するものであることは明白である。

b 契約手続について

周防大島町の補助金事業執行において、周防大島町財務規則（平成16年周防大島町規則第47号。以下「町財務規則」という。）違反及び周防大島町工事執行規則（平成16年周防大島町規則第149号。以下「町工事執行規則」という。）違反等数々の違法な事務手続が行われており、その過失や不作為について厳しく責任を追及されるべきである。

(イ) 契約の相手方としての資格について

宮本常一資料保存研究協議会（以下「保存協議会」という。）の構成員の中心的人物は周防大島町の社会教育課長（当時）及び周防大島文化交流センター学芸員の 2 名であり、周防大島町が実質的に支配・運営する団体であるからこそ随意契約により契約を締結できたものである。また、この 2 名以外の構成員は県外在住者等実質的に関与のない者となっており、当時の保存協議会会長は周防大島町の社会教育課長から依頼されて名前を貸しただけであると証言している。

(ロ) 非公募による労働者募集について

保存協議会は周防大島町の職員を通じて個人的に働きかけて労働者を採用しているが、これは山口県ふるさと雇用再生特別基金補助事業実施要領（平成21年 4 月 1 日施行。以下「補助事業実施要領」という。）3 の(2)のアに定める労働者募集を公開する要件に違反しているため、当該事業に対する補助金支出は不当である。

(ハ) 広島大学研究事業との関連性について

広島大学の担当教授が本件委託事業のおよそ30%を大学が実施したと証言しており、またこの大学研究事業に係る事業費は本件委託事業に係る周防大島町の3箇年の契約金額18,762,000円の30%とほぼ一致することから、担当教授の証言は信びよう性のあるものである。

イ 監査委員が請求人に確認した事実

(ア) 請求の趣旨について

請求の趣旨は「県が不当に支出した補助金を周防大島町に返還させること」又は「県知事が損害を賠償すること」のいずれであるのか確認したところ、県が町に対して行った本件委託事業に係る補助金の支出が不当であるため、県は当該補助金を町に返還させるべきであるという陳述があった。

(イ) 不当と主張する金額について

県の損害額として主張している金額18,762,000円が、周防大島町が県に提出した実績報告書における最終交付額18,711,000円と一致していないことについて確認したところ、これは減額の経緯が請求人により確認できなかったため、各年度の委託契約額の合計額である18,762,000円を損害額としたとの陳述があった。

(ロ) 支出日から1年を超えた補助金に対する監査請求について

法の規定により正当な理由がない限り当該補助金の支出から1年を経過したものは監査の対象とならないとされている中で、支出日から1年を経過したものに係る請求があることを確認したところ、事業としては平成21年10月1日から平成24年3月31日までの3箇年事業として実施されているので、それを1つの事業と捉えて監査請求の対象とすべきであると考えており、これは法の規定と照らしても問題はないという陳述があった。

(ハ) 広島大学研究事業との事業の重複について

広島大学研究事業と30%程度重複しているという主張の根拠について確認したところ、周防大島町、広島大学ともに概ね同規模の事業を実施したとする報告書となっているため、重複していると判断したとの陳述があった。

なお、広島大学と周防大島町との間に業務委託契約の締結はなく、あくまで同大学は自主研究事業として執行しているとの陳述があった。

(ニ) 県の被った損害額について

〔a〕町公共工事違約金条項に準じ積算した額として3,752,400円、〔b〕大学研究事業との重複分として5,945,000円、〔c〕町契約額に相当する県補助金額18,762,000円、の3点の不当・違法な支出により、県は18,762,000円の損害を被ったという主張についてそれぞれ関係を確認したところ、(a)及び(b)の違法・不当を主張することにより、それらを含め事業全体が補助金の不正支出に当たるものと考え、(c)を請求対象の損害額としたとの陳述があった。

(2) 監査請求の趣旨

監査に当たっては、請求書に記載された事項、請求人が提出した事実を証する書面及び請求人が陳述した内容に基づき、監査請求の趣旨を次のように解した。

ア 周防大島町が締結した業務委託契約の方法及び手続について
周防大島町は、本件委託事業の実施に当たり、保存協議会との間で、法施行令第167条の2第1項を根拠として随意契約により業務委託契約を締結しているが、当該契約は次の点について違法性があり、無効である。

(7) 契約締結の方法について

「業務に精通している」という理由で法施行令第167条の2第1項第2号(契約の性質又は目的が競争入札に適用しないもの)を適用し、随意契約による契約を締結していると考えられるが、本条項の適用に当たっては、契約時期、本体契約がある場合の附帯契約及び業者継続性などの理由が客観的かつ具体的に説明される必要があるところ、単に保存協議会が業務に精通しているという理由では本条項は適用できない。また財務大臣通達によっても、この理由は不適切であることが明白であるから本契約は法に違反した契約である。

また、これは補助事業実施要領5の規定に違反している。
(4) 町契約担当者の事務手続について

本件委託事業の契約締結に当たって、業務委託設計書(仕様書)及び予定価格調書が作成されておらず、成果品の検査及び引き渡し手続(検査調書の作成)がされていないとともに、業務委託料についての見積書を提出させていない。

これは町財務規則、町工事執行規則に違反した事務手続の不備であり、町契約担当者の裁量権の濫用である。

イ 契約の相手方について

本件委託事業の受託者である保存協議会は契約締結の直前に設立された団体であり、活動実績が全くないため、受託資格として必要な「委託契約を適確に遂行するに足りる能力の有無」を周防大島町は判断することはできなかったはずであり、このことは、補助事業実施要領4の規定に違反している。

また、保存協議会の構成員には周防大島町の職員が2名含まれているため、保存協議会は契約の中立性・公平性の確保や倫理的な観点から、契約の相手方として必然的に排除すべき団体である。

ウ 非公募による労働者募集について

受託者が雇用する労働者の募集は、補助事業実施要領3の(2)のアに「募集の公開を図るもの」と規定されているが、保存協議会は公募による募集手続を意図的に行わず、周防大島町の職員を通じて採用していることから、補助事業実施要領3の(2)のアの規定に違反している。

エ 広島大学研究事業との関係性について

本件委託事業とほぼ同時期に、広島大学が同種の研究事業(研究費5,945,000円)を実施しているが、周防大島町、同大学ともに概ね同規模の事業を実施したとする報告書となっているため、事業の重複がある。

広島大学の担当教授による「本件委託事業のおよそ30%を大学で実施した」との証言があり、また本件委託事業に係る3箇年の契約金総額18,762,000円の30%がこの大学研究費とほぼ一致するため30%程度は事業が重複していることが推測される。

重複していると推測される広島大学研究事業分は補助対象外経費として実績報告書に記載し補助金を精算すべきところ、周防大島町は当初交付決定どおりの額で補助金を受領しており、これは補助金の不正受給である。

以上の理由により、周防大島町が実施した本件委託事業は、町財務規則及び補助事業実施要領等に違反した事務手続があり、違法かつ不適切であるため、県が周防大島町に対し支出した山口県ふるさと雇用再生特別基金補助金は不当な支出である。

よって、山口県知事に対して、当該補助金18,711,000円を周防大島町に返還させるよう請求する。

(3) 監査の対象事項

監査請求の趣旨を前述のように解し、山口県知事が平成21年度から平成23年度までに周防大島町に対し交付した山口県ふるさと雇用再生特別基金補助金のうち、法第242条第2項の規定により不適法な請求として監査対象外とした平成21年度分及び平成22年度分を除く平成23年度分の支出7,300,000円を監査対象事項とした。

(4) 補助事業者(県)への監査

本件補助事業を所管する山口県商工労働部労働政策課を対象にして監査を実施し、その結果確認された事実及び請求に対する県の主張については、次のとおりである。なお、監査に係る事実確認のため、県は周防大島町に対し現地調査等を行っている。

ア 県の補助金支出に係る確認手続について

(7) 補助金の交付等手続に係る規定について

本件委託事業に係る補助金について、県は山口県補助金交付規則(平成18年山口県規則第38号)、山口県ふるさと雇用再生特別基金補助金交付要綱及び補助事業実施要領に基づき、交付の決定及び実績報告に基づく補助金額の確定を行い、補助事業者である周防大島町に補助金を交付している。

(4) 確認された事実

平成23年4月1日、周防大島町は本件委託事業分7,350,000円を含む3事業

の交付申請を行い、同日に申請額どおり交付決定が行われた。

その後、平成24年2月29日には当初交付決定額に対し本件委託事業については5万円の減額交付申請が行われ、同年3月14日に本件委託事業分7,300,000円が変更交付決定された。

県は交付申請書及び「平成23年度山口県ふるさと雇用再生特別基金補助事業計画書」により、目的、内容、対象経費及び補助効果等について審査を行い、交付の決定を行った。

また、事業完了後周防大島町から平成24年3月31日付で県に対し本件委託事業分7,300,000円を含む11,451,000円の実績報告書が提出され、県は同日付で完了検査を行い、平成24年4月16日に実績報告書と同額で補助金の額を確定し、同年5月21日に補助金を支出した。

イ 町が締結した業務委託契約の方法及び手続について

(7) 契約締結の方法について

a 契約締結に係る規定について

(a) 地方自治法の規定について

法第234条第1項は「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とし、同条第2項は「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」とされ、法施行令第167条の2第1項各号において随意契約により契約を締結することができる場合が規定されている。

(b) 補助事業実施要領の規定について

補助事業実施要領5（委託契約等）において、「市町における委託事業に係る委託契約の際には、各市町の財務規則等に基づく競争性のある手続を原則とするが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続によるものとし、各市町の財務規則等に基づき、契約するものとする。」とされている。

b 確認された事実

周防大島町は、平成21年度の本件委託事業契約締結において、「業務委託内容の宮本資料の整理、宮本資料研究、宮本民俗学の普及、民俗資料の整理、伝統文化の保存伝承について、当協議会は業務の内容に精通しており、新規雇用者に資料整理等の業務についての指導に適用しているので、業務を委託するのが最適である」との理由により、平成21年9月14日に随意契約により保存協議会と業務委託契約を締結した。また、平成22年度及び平成23年度

も引き続き保存協議会と随意契約により業務委託契約を締結した。

保存協議会との契約締結について県が行った周防大島町への現地調査等で周防大島町は次のとおり主張した。

(a) 随意契約の適用条件について

- ・ 随意契約による契約の締結に当たっては、法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号を適用したものであること。
- ・ 第2号を適用した理由は、本件委託事業は特殊業務であるので、故宮本常一氏の親族や学芸員資格保有者等有識者を有する保存協議会以外に委託可能な団体は町内に無いことから、競争入札に適しないため。
- ・ 第6号を適用した理由は、本件委託事業は学術的価値の高い資料整理業務であり、専門的技術を有する保存協議会以外に委託した場合、その整理過程及び結果において資料の価値が損なわれる恐れがあり、競争に付することが不利であるため。

(b) 保存協議会を契約の相手方として選定した理由について

- ・ 故宮本常一氏関係等資料の整理については、平成16年度の周防大島文化交流センター建設の前後から、各方面の民俗学者や有識者よりその必要性が指摘されており、周防大島町の懸案であったところ、今回本件委託事業の委託先となった保存協議会は、この機運が高まったことを受け、平成21年8月10日の総会において設立が承認され、宮本民俗学資料の保存・整理・研究を通じて文化交流や地域活性化に貢献する人材作りに資することを目的として、同年9月1日に設立されたものであるため。

・ 今回の業務は故宮本常一氏関係の資料整理が中心であるが、これはその長男がこれまで自宅で保管・整理していたもので、保存整理に当たっては長男の指導等が必要であるとともに、故宮本常一氏とともに調査研究に携わってきた次男や著作編集者との協議、写真撮影の場所及び保存文書が作成された経緯といった資料の持つ歴史民俗的背景を勘案することが必要となること、保存協議会はこの長男を含む親族、学者及び専門家で構成されているため。

c 県の主張

本件委託事業はその作業に当たり資料の歴史民俗的背景等の勘案が必要である等業務の特殊性が非常に高いものであると認められる。周防大島町が委託契約の相手方として選定した保存協議会は、故宮本常一氏の親族、関係者及び学者等で構成され、特殊性の高い本件委託業務に対し高い専門性を有し

ているほか、貴重かつ学術的価値のある故宮本常一氏の資料を保存整理する過程において他の団体に業務委託する場合にはその価値が損なわれる恐れがある。よって、本件委託事業は、契約の性質又は目的が競争入札に適しない（法施行令第167条の2第1項第2号）と判断できると認められ、随意契約により契約を締結することが違法、無効とは言えない。

(イ) 町契約担当者の事務手続について

a 関係する町財務規定について
町財務規則には次のとおり定められている。

(a) 予定価格調書は、あらかじめ書面により作成すること（町財務規則第115条、第116条、第132条）。

(b) 契約について給付の完了の確認をしたときは検査調書を作成すること（町財務規則第105条）。

(c) 随意契約によるうときは、なるべく2人以上の者から見積書を提出させる（町財務規則第133条第1項）が、契約の目的物の性質上見積書を提出させ難いとき等は提出を省略できる（同条第2項第5号）。

(d) 業務委託設計書（仕様書）の作成については、特に定めがない。
b 確認された事実

(a) 予定価格調書について

周防大島町は、町の学芸員の雇用単価（日額1万円）を準用することで予定価格が想定できるとして、予定価格調書を作成していない。

(b) 検査調書について

周防大島町は、保存協議会の実績報告書及び決算状況を元に実績を確認し支出しており、検査調書を作成していない。

(c) 見積書について

周防大島町は、自らが積算した本件委託事業における事業費について契約予定者と事前協議を行い了解が得られたことから、このことが町財務規則第133条第2項第5号に規定された「契約の目的物の性質上、見積書を提出させ難いとき」に該当するものとして、契約締結に当たり見積書を提出させていない。

(d) 業務委託設計書（仕様書）について

周防大島町は、本件委託事業は対象となる資料の点数や状況について事前に正確に把握することが困難であり、業務遂行の中で具体的な対処方法の判断が必要な特殊業務であったため、業務内容を項目で整理し、契約書に記載したとして、業務委託設計書（仕様書）を作成していない。

c 県の主張
(a)から(d)までが作成がされておらず、町財務規則上必要とされる事務処理が行われていない。

このように事務処理について数多くの不備が確認されたところであるが、本件委託事業自体は実施され、雇用が創出されたことで事業本来の趣旨は達成されたものと考えられることから、今回の条件違反は補助金交付決定を取り消すまでの重大な瑕疵ではない。

ウ 契約の相手方について

(ア) 補助事業実施要領の規定について

補助事業実施要領4において「業務委託の対象者は、民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を適確に遂行するに足りる能力を有するものとする。」と規定されている。

(イ) 確認された事実

本件委託事業は、平成21年度の契約締結以降、平成22年度、平成23年度とも同一団体と契約を締結している。

まず、保存協議会の設立は平成21年9月1日であり、平成21年度の本件委託事業契約は平成21年9月14日に締結されていた。

平成23年度の保存協議会の構成員に周防大島町職員2名が含まれているが、2名とも町の非常勤嘱託職員であった。

また、この2名のうち1名は、平成22年度には町の常勤職員であったが、本件契約担当部局（周防大島町教育委員会）と別部局の部署で勤務していた。

(ウ) 県の主張

3の(4)のイの(ア)のbで記載したとおり、周防大島町は、保存協議会が本件委託事業を適確に遂行するに足りる能力を有すると判断したものである。契約の直前に設立された団体であることをもって、受託者としての適格性の判断ができないとまでは言えない。

次に、保存協議会の構成員に周防大島町の職員2名が含まれていることについては、この2名の職員が周防大島町の非常勤嘱託職員であり、周防大島町の契約や業者選定の意思決定に関与することは職務上できないことから、周防大島町の職員を構成員を含む団体であることをもって、その団体との契約が公正性に欠けるとまでは言えない。

エ 非公募による労働者募集について

(ア) 補助事業実施要領の規定について

補助事業実施要領3の(2)の(ア)において「新規雇用する予定の労働者の募集に

当たっては、公共職業安定所への求人申込みのほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図るものであること。」と規定されている。

(イ) 確認された事実

平成23年度に雇用された3名についてその募集手続等を確認したところ、2名については平成21年度に公募した職員が継続して雇用されていることを保存協議会の雇入通知書及び臨時職員雇入伺により確認した。

残り1名については、平成23年5月1日付で大学の推薦により雇用されていることを雇入通知書により確認した。

また、保存協議会の出勤簿（雇員決議書）及び会計簿によりこれに対応した人件費（賃金）7,000,000円が支給されていることを確認した（200,000円/月×12月×2名+200,000円/月×11月×1名=7,000,000円）。

募集手続については、平成21年9月14日から同月24日までの間、町内6施設（東和総合センター、文化交流センター、東和総合支所、油田出張所、和田出張所及び白木出張所）及び広島大学大学院、東北芸術工科大学大学院に募集要項を掲示し職員募集を行っていることを、保存協議会の募集手続に係る内部決裁文書及び募集要項を掲示した写真等により確認した。

また、周防大島町は県に提出した実績報告書において、公募により採用していない職員についても公募による新規雇入者として報告していた。

(ウ) 県の主張

保存協議会が平成23年度の職員募集に当たり公募を行っていないことは、補助事業実施要領3の2)のアの規定に照らすと適切ではなかったと認められる。一方、補助事業実施要領6の(1)により、当該補助事業の要件上、事業費に占める新規雇入人件費の割合が2分の1を下回らない場合には、公募によらない雇入者の人件費も補助の対象とされていることから、公募を行っていないことをもって補助金の返還を求めることができない。

なお、平成23年度の3名の雇入者のうち、2名は公募によるものであり、補助事業実施要領上の補助要件を充足することは明らかである。

おって、上記補助事業実施要領による補助の取扱いは、あらかじめ国に確認している。

オ 広島大学研究事業との関係性について

(ア) 確認された事実

本件委託契約による作業は、次表のとおり4つの作業区分で行われている。広島大学研究事業は、平成21年度及び平成22年度に作業実績があるが、平成23年度は作業実績がない。

なお、作業実績は作業名毎に管理されており、広島大学研究事業による作業分と、保存協議会作業分が区分されていたことを、周防大島町から提出された証拠資料（データ集計表、作業簿）により確認した。
また、前述の3の(4)の工「非公募による労働者募集について」で述べたとおり、作業実績に対応した賃金の支払いを確認した。

(単位 件)

作業名称	年度	宮本第一資料保存 研究協議会	広島大学
写真又キャプション	平成21年度	20,292	924
	平成22年度	67,989	1,430
	平成23年度	12,516	0
計		100,797(97.7%)	2,354(2.3%)
写真目録作業	平成21年度	0	0
	平成22年度	51,642	0
	平成23年度	51,509	0
計		103,151(100%)	0(0%)
蔵書目録作業	平成21年度	3,028	4,716
	平成22年度	2,201	1,216
	平成23年度	9,508	0
計		14,737(71.3%)	5,932(28.7%)
文書目録作業	平成21年度	3,196	0
	平成22年度	2,815	0
	平成23年度	224	0
計		6,235(100%)	0(0%)

広島大学の作業従事は、年4～5回（各年度10日程度）

(イ) 県の主張

本件委託事業は業務量や業務範囲が明確に規定されていないが、作業の実績は保存協議会作業分と広島大学作業分が区分されており、保存協議会の雇用した職員の勤務（作業）実績に応じ所定の賃金が支給されていることが確認された。

また、全体業務の30%程度は広島大学が実施したという同大学の担当教授の証言はその根拠が明確ではなく、その正否を確認することは困難であり、重複があるとは判断出来ないため、町が補助金を不正受給しているという主張

は認められない。

4 監査の結果

3の(2)「監査請求の趣旨」及び県への監査結果を踏まえ、以下4点について判断する。

(1) 周防大島町が締結した業務委託契約の方法及び手続について

ア 契約締結の方法について

法や補助事業実施要領においては例外的に随意契約により契約を締結することができるとされているにも関わらず、周防大島町が行った本件委託契約の決裁書類等においては、随意契約とする理由が十分明らかにされていない。

一方、随意契約により契約を締結していることが違法・無効とまでは言えないとしている県の判断については、当該契約を平成21年度に実施した同一事業に係る契約や、その後の周防大島町の主張等を総合的に勘案し、具体の状況を踏まえ客観的に認定したものであり、補助事業者としての合理的な判断であると認められる。

イ 町契約担当者の事務手続について

周防大島町は、町財務規則及び町工事執行規則で必要とされている見積書の提出、予定価格調書、検査調書及び事業の進行管理に必要な業務委託設計書（仕様書）を作成していない。

これに対し県は、「このように事務処理について数多くの不備が確認されたところであるが、本件委託事業自体は実施され、雇用が創出されたことで事業本来の趣旨は達成されたものと考えられることから、今回の条件違反は補助金交付決定を取り消すまでの重大な瑕疵ではない。」と判断している。

補助金交付決定の取消しは、法律秩序を維持尊重する見地から、取消しを必要とするだけの公益上の理由が必要であり、県の判断に照らして考えれば、財務手続に係る手続上の瑕疵はあるものの、補助金交付決定を取り消すべきとまでは言えない。

(2) 契約の相手方について

周防大島町は契約の相手方となる保存協議会の構成員や設立目的等からその能力を評価し、その適格性を判断して選定したものと認められる。

また、保存協議会の構成員に周防大島町の職員が含まれることは、保存協議会と町職員の職務を区分する上での実務的な課題は認められるが、町の2名の職員は非常勤職員であり、契約締結への意思決定に関与できる立場にないことから、町職員が構成員であることをもって当該団体が契約の相手方として必然的に排除されるべき団体となるものとは解し得ない。

(3) 非公募による労働者募集について

平成23年度に雇用された3名の職員のうち1名については、補助事業実施要領に沿った公募の手続が行われていなかった。

しかしながら公募によらない職員も補助事業実施要領の解釈上、一定の条件により補助金の支出が認められており、当該職員の人件費に補助金を充当することは不適切な支出とはならないと認められる。

(4) 広島大学研究事業との関係性について

本件委託事業により実施した作業実績について、周防大島町において事業実施後に十分把握されていない面はあるが、県が行った町に対する事後の調査により所定の作業内容が確認されていることから、本件委託事業に対して補助金を交付することが不当とは言えない。

以上4点について監査した結果、補助金交付決定の取消しによる補助金返還をさせるまでの公益上の理由はないと認められることから、補助金の返還を求める請求人の主張には理由がないと解される。

5 意見

本件委託事業の執行については、町財務規則や補助事業実施要領から見ても適切な事例が見受けられた。このような事務処理は、県の補助事業に対する県民の信頼を損なうものであることから、県は周防大島町に対し速やかに再発防止策の徹底を求めるとともに、今後同様の事業の執行に当たっては、当分の間、状況に応じ実施状況の聴取や実績・成果の確認を求めると、厳正に対処し、補助事業の適正な執行に努められたい。